# 増改築

高齢者や障がい者の方々が安全で快適な在宅生活を送るための住宅改修 や住環境の向上など、生活環境に応じた支援を行います。

### 高齢者等住宅改修費助成金交付制度

高齢者や障がい者の方々が安全で快適な在宅生活を送れるよう、段差の解消や手すりの 設置などの住宅改修を行う場合、工事費用の一部を次のように助成します。

50万円を限度に、改修工事費用の2分の1を助成します。

## 老人居室整備資金貸付制度

高齢者とその家族の好ましい関係を維持するため、高齢者専用居室の増改築を行う場合、 必要な資金を次のとおり貸し付けします。

#### 200万円を限度に、無利子で貸し付けします。

※貸付金の据置期間は1年、償還期限は据置期間経過後9年以内とします。

## 障がい者居室整備資金貸付制度

障がい者専用居室の増改築を行う場合、必要な資金を次のとおり貸し付けします。

#### 200万円を限度に、無利子で貸し付けします。

※貸付金の据置期間は1年、償還期限は据置期間経過後9年以内とします。

受付窓口

地域福祉センター高齢者福祉係(☎52-3333)

## 住宅改修奨励金交付制度

住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅の増改築や修繕などを行う場合、ま たは空き家等情報登録制度に登録された家を除却する場合、工事費用の一部を次のように 助成します。※**必ず着手前に申請をお願いします。** 

#### ●一般住宅の場合

50万円を限度に、改修工事費用の20%を置戸町商業振興会発行の商品券で 助成します。

※工事費用の支払先が町外業者の場合は、改修工事費用の20%の2分の1とします。

#### ●空き家等住宅の場合

100万円を限度に、改修工事費用の50%を助成します。

除却の場合は、50万円を限度に改修工事費用の20%を助成します。

- ※工事費用の支払先が町外業者の場合は、上記工事費用の2分の1とします。
- ※空き家等の情報登録をしている住宅の所有者、借用者または購入者が対象です。

受付窓□ まちづくり推進室地域振興係(☎52-3312)